

平成28年松本市議会2月定例会

市長提案説明

[28.2.12(金) AM10:00]

本日ここに、平成28年松本市議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、先月29日から30日にかけて、入山辺地区において複数の箇所では倒木が発生し、県道松本和田線や林道駒越線などが全面通行止めとなり、扉温泉を始め美ヶ原高原にある民間宿泊施設などが、一時孤立状態となりました。

この間、宿泊客の皆様方の安全と健康が大変心配されたところであり、孤立によって、不安な時間を過ごされた皆様に対しまして、改めて心からお見舞いを申し上げます。

気象庁によりますと、このたびの倒木の原因は、地表近くで冷やされた雨が樹木に付着し、瞬間的に凍結したことによ

る、いわゆる「^{うひょう}雨氷」現象によるものと報告されております。

松本市では、扉温泉の孤立の情報を受け、29日午後9時半に、県などの関係機関と入山辺地域づくりセンターにおいて協議を行うとともに、同日午後10時50分には、災害対策本部を設置いたしました。

また、翌30日午前2時には、災害対策本部会議を招集し、県を始め各関係機関から現場の状況等について報告を受けるとともに、情報を共有し、一刻も早い復旧対策について協議を行い、関係機関と連携した懸命な復旧作業により、30日午後6時40分には孤立者全員の皆様の下山が完了いたしました。

松本市におきましては、かねてから危機管理に従事する機関の代表者の皆様と顔が見える関係を築き、常日頃から情報交換をしてまいりましたが、今回のような極めて異例な災害に対し、こうした関係が迅速かつスムーズな対応につながったものと考えております。

復旧作業に当たられた関係機関の皆様方のご尽力に、改めて深く御礼申しあげます。

また、今回の雨氷による未曾有の倒木被害は、標高800メートルから1,200メートル付近の森林において発生しており、今後、土砂災害の発生も懸念されますことから、現在、現地調査を行っており、早急に対応してまいります。

加えて、去る4日には、自由民主党災害対策特別委員会に塩原農林部長が出席し、被害状況の説明を行い、併せて災害支援の要請をいたしております。

さて、今年も早いもので、立春を過ぎ、私の市長3期目の任期も、残り1カ月半を残すところとなりました。

この間、議員各位を始め、市民の皆様、関係機関の皆様方の温かいご支援、ご協力に支えられ、これまで市政を運営できましたことに、この場をお借りして、改めて心から感謝申しあげます。

私が、自分の生き方を見つめ直し、自分が本当にやりたいことは何かを考えた末、ベラルーシへ向かった1996年初頭から、ちょうど20年が経過いたしました。

5年半にわたる現地での貴重な経験や、深い悲しみや苦しみを負いながらも、健気に生きるチェルノブイリの子どもたちの姿は、今なお私の心に強く残っており、その後の私の人生を支え、私を前へと押し進める原動力となっております。

そして、思ってもみなかった市長という全く別の世界に身を投じてから、13回目の春を迎えようとしております。

私は、市長就任以来、自らのモットーとして、「焦らず、気負わず、地道に、自分のできる範囲で」を肝に銘じ、市民一人ひとりを大切に、「いのちの質」や「人生の質」の向上を目指し、「量から質への転換」を市政運営の基本理念とし、併せて「市民が主役」を基本スタンスとして、公約の実現を目指し、職員とともに市政の運営に努めてまいりました。

1期目の市政運営に当たりましては、少子高齢化が一段と進む20年先、また30年先を見据え、「健康づくり」、「危機管理」、「子育て支援」の3つの施策、いわゆる3Kプランを市政運営の最重要施策と位置付け、取り組んでまい

りました。

続く２期目は、１期目の実績を基に、３Ｋプランに経済、環境、教育などの新たな視点を取り入れ、より一層充実、発展させた「健康寿命延伸都市・松本の創造」を市政運営の大きな柱に据え、持続可能なまちづくりを進めてまいりました。

そして、今３期目は、「健康寿命延伸都市・松本の創造」を、成熟型社会の都市モデルとして普遍化する考えの下、「高めよう『いのちの輝き』、「広げ、強めよう『人の絆』」を合言葉に、地方都市松本から日本を動かし、更に世界に発信しようと、全身全霊で取り組んでいるところでございます。

ここで、この３期目に、２０年先、３０年先を見据えた持続可能なまちづくりのため、特に重点的に取り組んでまいりました５つのリーディングプロジェクトについて、それぞれ概括的に申しあげたいと思います。

始めに、「松本城南・西外堀の復元、大手門枳形の整備など、松本城を中心としたまちづくり」について申しあげます。

平成２５年度から事業用地の取得に着手してまいりました、内環状北線整備事業につきましては、現時点で、全体面積の約４３パーセント、また松本城南・西外堀復元事業は、全体面積の約３７パーセントの用地を取得するなど、着実に事業の進捗が図られております。

この間、城下町の再生事業に深いご理解をいただき、長年住みなれた場所から移住される多くの皆様方のご協力に心から感謝申しあげます。

本定例会におきましても、復元事業用地の取得議案を提出しております。

また、松本城の正面玄関となる三の丸地区は、松本城を中心としたまちづくりに、欠くことのできない重要なエリアとなりますことから、昨年３月に、その整備に係る基本方針を策定し、現在、この方針に基づき、歴史ある町割りや景観を活かしつつ、都市機能の一層の向上を図り、市民や観光客の皆様がそぞろ歩きのできる空間の創出に向けた、具体的な整

備計画の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、「健康、医療産業の創出、誘致を図り、雇用を拡大すること」について申し上げます。

これは、健康寿命延伸の実現に向け、「健康づくり」と「ヘルスケア産業の集積」をともに推進する、いわゆる「松本ヘルスバレー」の実現を目指すものであります。

これまで松本市では、松本地域健康産業推進協議会を推進母体として、地域産業の育成と集積のためのプラットフォーム機能の強化・充実と、「世界健康首都会議」を頂点とする、健康に関わる情報の集積と発信に努めてまいりました。

今後も引き続き、人々が自立して生きがいを持った生活を送り、市民の健康が結びつく産業やサービスが身近な地域で発展し、併せて市民の健康になることで医療費が削減され、健康産業の創出による内需が拡大し、経済が活性化され、それが雇用を生み出し、人材や情報が集まってくる、といった地域内における、プラスの効果が循環する「松本ヘルスバレー」構想に取り組んでまいります。

次は、「市民との協働による中心市街地活性化や、次世代交通政策を進め、中心市街地のにぎわいの創出を図ること」について申し上げます。

自動車に過度に依存することなく、歩行者・自転車・公共交通を優先した、にぎわいのあるまちづくりを目指す次世代交通政策につきましては、平成24年に策定した、新しい交通体系によるまちづくりビジョンを受け、昨年10月に、「松本市次世代交通政策実行計画」を策定し、目下、政策の具現化に取り組んでいるところでございます。

具体的な交通システムの導入につきましては、時間を要しておりますが、着実に市民の皆様のご理解をいただくため、カーフリーデーにおけるランジットモールの体験空間や、モビリティウィークにおける路線バス1乗車100円運行を始め、路線バスの信大病院への乗入れなどを実施してきております。

次に、「各地区の特性や課題を踏まえた、『地域住民による地域づくり』を支援し、いきいきとした地域づくりを進めること」について申し上げます。

松本市では、平成24年3月に、「地域づくり実行計画」を策定し、平成26年3月には、地域づくりの基本理念などを定めた「地域づくりを推進する条例」を制定し、更に、同年4月には、地域づくりセンターを全35地区に設置するなど、地域づくりへの支援体制の整備を図ってまいりました。

加えて、今年度は、庁内に地域づくりに特化した「地域づくり部」を設置するとともに、新たな地域づくりへの財政支援として、各地区が、ある程度主体的に使い道を決めることができる、「地域づくり推進交付金」制度を創設し、地区の実情や創意工夫により地区づくりに役立てていただいております。

また、松本大学との協働により、若者の力を地域づくりに活かしながら、地元に貢献する人材を育成する先進的な試みとして、「地域づくりインターンシップ戦略事業」を始めたところでございます。

「地域づくり」は、「健康寿命延伸都市・松本」の基盤づくりに不可欠なものと位置付け、今後も住民の皆様が主体となり、地域課題に取り組んでいただくことのできる「地域力」の向上を図ってまいります。

最後に、「交流活力を活かし、人・情報の交流拠点都市の形成を進めること」について申し上げます。

松本市は、文化と観光に関する交流都市協定を、平成20年7月に金沢市と、また、平成22年9月には札幌市と、そして、平成24年9月には鹿児島市と締結し、相互の魅力を活かした都市間交流を図る中で、交流拠点都市の形成に努めてまいりました。

また、「健康寿命延伸都市の創造」を柱とする本市と全国の各都市との交流が飛躍的に拡大しつつあり、今や、都市政策をめぐる学習拠点となりつつあります。

一方、都市間交流を世界へ広めていくため、昨年7月に台湾高雄市と、「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」を締結し、また、11月には職員6名を高雄市へ派遣し、「出張ふれあい健康教室」を開催するなど、日本型健康づくり法として、松本市の健康施策を輸出いたしました。

また、昨年9月にはドイツ・フライブルク市へ職員4名を派遣し、健康・医療産業の創出や健康づくり施策を紹介するなど、世界に先行して「超少子高齢型人口減少社会」が進展する日本において、フロントランナーとして松本市が取り組んでいる健康寿命延伸政策を、普遍的なものとして海外展開するスタートを切っております。

今後も、これら海外都市との交流を着実に進めつつ、交流を通じた互惠関係を築くことにより、お互いの施策を磨き合い、更に、交流から生まれた成果がお互いの市民の、より一層の福祉の向上に繋がっていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、5つのリーディングプロジェクトに関して申しあげてまいりましたが、私は、市長就任当初より、超少子高齢型の人口減少社会を見据え、地道に取り組んでまいりましたこれらの施策の積み重ねが、必ずや持続可能にして、未来志向の市民の幸せづくりの大きなステップにつながるものと確信しております。

ところで、地方公共団体を取り巻く状況は、日本創成会議の、いわゆる増田レポートを受け、迫りくる「超少子高齢型の人口減少社会」に対し、国の後押しにより、全国津々浦々で「地方創生」が叫ばれております。

しかしながら、今、国が言う「地方創生」とは決して新しいことではなく、松本市が、超少子高齢型の人口減少社会を見据える中、市民の「いのちの質」や「人生の質」を高め、「生きがい」を感じながら安全・安心・快適に生活することができる、「健康寿命延伸都市・松本」を実現するため、国に先駆け、これまで12年間にわたって取り組んできたこと

こそが、まさに地方から発信する「真の地方創生」であると考えております。

一昨年、日本創成会議が公表した将来推計人口において、松本市の20代から30代の若年女性人口並びに総人口の減少率が、県内の他市と比べて際立って低い値であったこと、そして、先月発表された平成27年国勢調査の速報値においても、県内19市で唯一、前回調査よりも人口が増加している結果が示されたことは、その背景に複雑、かつ、様々な要因があるかとは思いますが、先人のご努力を始め、これまで松本市が取り組んできたまちづくりの政策の方向性は、少なくとも間違っただけではなかったものと、改めて感慨深く思うところでございます。

私は、「まちづくり」とは、究極の命題として、まさに、その地に生を営む人々の「生きがいの仕組みづくり」ではないかと考えております。

市長に就任した当時、私は、まちづくりの基本戦略として最優先に為すべきことは、「市民の皆様にとって、いかに安心・安全で、魅力的な生活の場を創造することではないか」と考えました。

また、それと同時に、今後、高齢化社会が進展する中で、人々は、自らの人生や各自の生き方を問う時代が到来するであろうことも申しあげてまいりました。

「市民の一人ひとりが主体となって健康寿命を延ばし、誰もが生きがいを持ち、同時に誇りと責任を持って暮らし続けることができるまち」、この具現化は、世界の誰もが未だ経験したことのない超少子高齢型の人口減少社会におけるまちづくりの最終命題であると、私は考えております。

このような理念に立ち、松本市では、昨年10月に、「健康寿命延伸都市・松本」の実現を目指す、松本版「地方創生総合戦略」を策定いたしました。

この「地方創生総合戦略」では、生きがいづくりの観点から、8つの重点施策を定めております。

ここで、この総合戦略に沿って、今後の松本市の取組みなどについて若干申しあげます。

始めに、「健康・医療産業の創出・育成」についてでございますが、これは、先程申しあげた5つのリーディングプロジェクトにも位置付けておりますように、健康・医療関連産業の誘致による雇用の創出を図るとともに、市民の健康増進とヘルスケア産業の創出・育成を、併せて図る取組みを更に進めていくものでございます。

今後、市民と企業の皆様との協働による、健康・医療産業の創出の場である「松本ヘルス・ラボ」を活用した、健康医療産業を創出する取組みを通じて、市民にとっても、商品開発に携わること生きがいや誇りを持つことにも繋がるなど、市民と企業が一緒になって、「健康価値」の創造に努めてまいります。

次に、「高次広範の観光戦略」について申しあげます。

これは、観光が松本市の主要産業の一つであり、観光市場の拡大が本市経済の発展に繋がりますことから、国際的に人気の高い松本城や上高地といった豊富な観光資源と、空港・鉄道・道路が結ばれる、交通の要衝としての優位性を活かして、都市間連携等による高次広域観光を推進し、国内外から、観光インバウンドの振興を図るものでございます。

具体的には、「信州まつもと空港を活用した都市間交流の推進」を図るため、平成27年2月に札幌市で開催された、松本市、札幌市、鹿児島市の3市長による鼎談において、私が提案いたしました、信州まつもと空港を活かして3市を空路で結び、外国人観光客を呼び込む新たな戦略、「超広域観光ビジット3」の実現に向けた取組みを推進してまいります。

次は、「松本産品のブランド化」についてでございます。

これは、地元産農作物などを含めた豊富な地域資源や、「健康寿命延伸都市・松本」のイメージを生かした、新たな付加価値の創造などによる商品開発と、そのブランド化などを進めるとともに、他方で、地域に根付いたプロスポーツの、ブランド力や集客力・発信力を最大限に活用することにより、

産業振興や交流人口の拡大を図るものでございます。

既に、農産物のマーケティングにおきましては、具体的な施策として、松本産の野菜および果物の機能性及び地域性に着目したブランド化や、アンテナショップを活用した地産地消の促進に着手しております。

引き続き、戦略的な販売促進や販路拡大並びに伝統的産業の育成などを通じて、松本産品のブランド化による地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、「新しい働き方・雇用の創出」について申し上げます。

現在、長野県の大学収容力は2割に満たず、8割以上が県外の大学に進学し、かつ、本県出身学生の「県内」への就職者は4割程度という状況にございます。

そこで、このような現状を少しでも改善するため、若い世代が地域に定着して、多様な生き方を選択できる環境を創出し、また、仕事と家庭の両立を図りながら働き続けることのできる、ワーク・ライフ・バランスを可能とする社会の構築に努めてまいります。

併せて、女性や若者をターゲットとしたI・J・Uターン支援や、産業の担い手の育成支援にも取り組んでまいります。

次に、「子どもが生まれ健やかに育つ環境づくり」について申し上げます。

超少子高齢型の人口減少社会において、子どもは親にとって何物にも優る宝であるとともに、地域や社会においても大切な「宝」でございます。

松本市では、親御さんの出産や子育てへの希望を叶えるため、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、経済的負担の軽減を含めた、親子間での愛情・愛着が築かれる仕組みづくりに、引き続き取り組んでまいります。

具体的には、松本での里帰り出産を含め、将来にわたり市内での分娩希望に応えるべく、安定的な周産期医療を確保するための施策を強化してまいります。

一方、松本市では、地方創生先行型事業として、昨年４月から、「不妊・不育症治療費助成事業」について、少しでも子どもを望むご夫婦の希望を叶える支援をするため、治療費の補助率と補助上限額の拡充をいたしました。

また、昨年９月からは、出産後の体調不良や育児不安のある方に対し、宿泊や日帰りの形による継続した支援を提供するため、市内の分娩医療機関や助産院との委託契約により、利用料の一部を市が負担する、「産後ケア事業」を開始したところでございます。

更に、次代を担う子どもたちを地域で育む環境づくりにつきましては、平成２５年３月に、県内では初めてとなる、「子どもの権利に関する条例」を制定し、松本市に生まれ、育つすべての子どもたちが、より一層生きることには希望を持ち、主体的に活動できる、「すべての子どもにやさしいまち」を目指し取り組んでおります。

平成２６年度には、この条例の目的を達成するため、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を基本理念として、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、大人と子どもが積極的に関わり、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指す、「まつもと子どもスマイル運動」を展開しております。

また、子どもたちが学校、地域、年代を超えて、市政や地域の課題について学び、解決に向けた意見発表などを促進していくための、「まつもと子ども未来委員会」を設置し、子どもたちがまちづくりのパートナーとして、それぞれの力を発揮する第一歩を踏み出したところでございます。

今後も、将来を担う子どもたちの未来を守るため、妊娠から出産・子育てへと、切れ目のない支援を実施してまいります。

次は、「コンパクトな都市と賑わいの創出」についてでございます。

これは、５つのリーディングプロジェクトにも位置付けておりますように、「松本市次世代交通政策実行計画」に基づき、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりを進めていくも

のでございます。

三の丸地区における城下町としての多様な空間の整備を始めとする、中心市街地における自動車と共存できる歩行者空間の整備、自転車通行空間のネットワーク化、更に公共交通の充実として、路線バスの利便性の向上、パークアンドライド駐車場の整備拡大などを進め、コンパクトで機能的な集約型都市構造の実現を目指してまいります。

次に、「再生可能エネルギーを活用した暮らしと経済の活性化」について申し上げます。

これは、東日本大震災以降、大きく変化したエネルギーを取りまく状況を踏まえ、太陽熱や地熱など、松本市に豊富に存在する未利用の再生エネルギー資源を、地域活性化のために活用し、雇用の創出や関連する産業の育成を図るものでございます。

そこで、本年6月を目途に、「再生可能エネルギー地産地消推進計画」を策定し、地域の活性化にも資するよう、循環型再生可能エネルギーの普及を図ってまいります。

一方、ご案内のとおり松本市では、限りある資源を有効に活用し、持続可能な循環型社会を形成するため、「もったいない」をキーワードとした3Rの取組みを、これまで積極的に進めてまいりました。

その中でもとりわけ、食品ロスの削減を目的とする、「残さず食べよう！30・10運動」につきましては、消費者庁のパンフレットに取り上げられたこともあり、松本発の取組みとして全国に広がり、本市と同様に取り組む自治体が増えてきております。

先月29日には、これまでの松本市の取組みが評価され、第3回「食品産業もったいない大賞」において、農林水産省食料産業局長賞を全国自治体の中で初めて受賞し、その表彰を受けたところでございます。

今後も知恵を絞りながら、より効果を高めていくよう先陣を切って取り組んでまいります。

最後に、「成熟型社会の都市基盤づくり」について申し上げます。

高齢化が急速に進む近未来の社会において、市民の皆様が、それぞれの地域で生きがいと誇りと責任感を持ち、心豊かに暮らしていくためには、健康状態などに応じて、地域の中で自立した社会生活を送ることができる仕組みが求められております。

平成26年の第4回世界健康首都会議において、ハーバード大学公衆衛生大学院教授のイチロー・カワチ先生もおっしゃいました通り、まさに、人々の信頼関係から生まれる社会基盤、「絆」という「ソーシャルキャピタル」や「地域力」を活かした地域づくりが、共に健康づくりにもつながっていくという視点が極めて重要であると考えております。

現在、松本市では、地域の自主性や特性を活かし、医療と介護の専門的なサービスと、更には相談体制をも含め、一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでおります。

今後も、地域包括ケアシステムの構築を通じ、新たな都市基盤として、高齢者の皆様が、自らの健康状態などに応じて、地域の中で自立した社会生活を送ることができる仕組みづくりと、他方で、困難を抱えている方々を地域で支え合う地域づくりをより一層推進してまいります。

さて、ただいま申し上げてまいりました、これまでの政策実現の状況について、改めて考察いたしますと、私自身、「健康寿命延伸都市・松本」の達成度は、ほぼ7合目半まで到達したのではないかと感じております。

従いまして、私は、健康寿命延伸都市の最終的な形に向け、その具現化を目指し、引き続き、松本版地方創生総合戦略を推進しつつ、決して慢心することなく、全力で取り組んでまいり所存でございます。

ここで、私が信条とする「平和行政」について少々申し上げます。

私自身にとりまして、ベラルーシでチェルノブイリ原発事故による医療支援活動に従事し、放射能の及ぼす影響の悲惨

さを目の当たりにした経験から、「世界平和の希求と核兵器廃絶」は、自らの政治信条の根幹をなすものでございます。

私は、このような考えの下、市長就任以来、平和の施策にも積極的に取り組んでまいりましたが、折りしも、来年度は、松本市が「平和都市宣言」を行ってから、30周年の大きな節目の年となります。

そこで、平成23年の第23回国連軍縮会議、平成26年の第4回平和首長会議国内加盟都市会議、そして、昨年「平和の灯」、「平和の詩の朗読会」に続き、「日本非核宣言自治体協議会総会」を、会長市の長崎市から依頼を頂く中で、この5月に松本市で開催いたします。

合わせまして、親子平和教室の開催を始め、市内35地区や平和関係団体による平和事業や、次代を担う小中学生、高校生、大学生などの若者を交えた、平和都市宣言30周年記念事業など、「平和を創る」取り組みを、地方都市松本から、力強く発信してまいりたいと思っております。

なお、直近の課題として、「松本市立病院の整備」につきましては、新たな病院の整備計画の基本的な方向性を、将来構想（案）としてまとめましたので、今定例会中の委員協議会でご協議いただく予定としております。

また、「博物館の移転場所」につきましては、私の今任期中に、一定の方向を出す方針で取り組んでおりますが、今しばらく時間を頂戴いたしたいと思っております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日、提案申しあげました議案は、85件でございます。

その内訳は、条例40件、予算32件、契約4件、財産1件、道路2件、その他6件となっております。

まず始めに、平成28年度の当初予算について、申し上げます。

説明に先立ち、明年度の財政運営の背景となります我が国の経済状況などについて若干申し上げます。

政府が12月に発表した経済見通しによりますと、平成27年度の我が国の経済は、「年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた」ものの、雇用・所得環境の改善が続いており、11月に取りまとめた、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」などの効果もあって、「景気は緩やかに回復に向かうことが見込まれる」としております。

一方、平成28年度の我が国経済は、「緊急対策」などの政策の推進等により、「雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる」とし、「実質GDP成長率は、1.7パーセント程度」と見込まれる、としております。

ただし、「中国を始めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向」等に留意する必要がある点を、リスク要因としております。

このような状況を踏まえた、国の平成28年度の当初予算は、「一億総活躍社会の実現」へ向けて、子育て支援や介護サービスの充実、教育費の負担軽減を進めるとともに、「地方創生の本格展開」を図る一方、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」に沿って抑制し、国債依存度をリーマンショック以前の水準まで回復することによって、「経済再生と財政健全化を両立する予算」としております。

その結果、平成28年度当初予算における一般会計予算の規模は、前年度対比0.4パーセント増の9兆7,218億円で、過去最大だった27年度予算を更に上回り、また、その中でも、政策的経費に充てる一般歳出は、前年度対比0.8パーセント増の5兆8,286億円で、4年連続で前年度を上回りました。

次に、地方財政を取り巻く情勢について見ますと、財務省

は、1月に開催した全国財務局長会議において、10月から1月期の景気判断を発表いたしました。

それによりますと、全国をとりまとめた総括判断において、「一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復している。」とし、前回に引き続き、経済情勢の基調判断を据え置いております。

また、全国を11の地域に分けた地域別でも、全地域で基調判断を据え置いております。

県内の情勢につきましても、長野財務事務所は、「一部に弱さがみられるものの、持ち直している」と、判断を据え置いています。

これは、個人消費で持ち直しの動きが続いており、雇用情勢も改善してはおりますが、生産活動が横ばいとなっていることによるものでございます。

また、先行きにつきましては、企業の景況判断が、全産業で2期ぶりに、「下降」と答えた割合が、「上昇」と答えた割合を上回り、今後も「下降」の割合が増加する見通しとなっておりますが、個人消費・設備投資・雇用情勢は、改善の動きが続いており、「各種政策の効果が発現する中で、引き続き持ち直していくことが見込まれる。」としております。

ただし、「海外景気の下振れなどのリスクに留意する必要がある。」という注記を付しております。

一方、本市の状況でございますが、毎月行っております「中小企業景気動向基本調査」においては、平成27年12月時点で、前年同月との比較による業況DIが、前回のマイナス11.2からマイナス6.6となり、マイナス幅が4.6ポイント縮小いたしました。

ただ、平成26年4月以降、21カ月連続でマイナスの状況が続いており、「向こう3カ月の見通し」におきましても、「変わらない」としている企業が8割に上っておりますことから、景気回復は、松本地方に波及しきっていないことが窺えます。

このような地方の経済状況の中、国は、平成28年度の地

方財政計画におきまして、28年度の地方財政の総額を、前年度対比0.6パーセント増の85兆7,700億円と見込んでおります。

そこで、まず、歳入の見込みにつきましては、景気回復に伴う雇用環境の改善により、税収が平成27年度当初予算対比で、プラス3.2パーセント、1兆2,103億円の増と、27年度に引き続き増加する、としております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」におきましては、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を、「本年度の水準を下回らないよう、同水準を確保する」としていることから、地方税収の増加に伴う地方交付税の減額を、対前年度で546億円にとどめ、一般財源総額を1,307億円増額して見込んでおります。

一方、歳出は、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や、公共施設の維持補修費の増加、並びに国の最重要課題の一つである「地方創生」のための事業費が、27年度と同額の1兆円計上されたことなどに伴い、全体として増加するとしております。

それでは、このような状況の下で編成した、松本市の平成28年度当初予算について申しあげます。

平成28年度は、松本市の総合計画「基本構想2020・第10次基本計画」の初年度でございます。

「基本構想2020」に掲げた、「6つのまちづくり」による「健康寿命延伸都市・松本」を目指す本市の取組みは、先程も申しあげましたとおり、国が進めている「地方創生」を先取りしたものであり、明年度も引き続き推進して行く必要がございます。

そこで、平成28年度当初予算は、「健康寿命延伸都市・松本」の確かな実現に向けて、「6つのまちづくり」に着実に取り組むための予算編成といたしました。

なお、3月に市長選挙を控えておりますことから、新規の政策的な事業は、6月以降の補正予算で対応することとし、当初予算は経常経費を中心とした骨格予算としております。

このような基本方針の下に編成した、平成28年度の予算規模は、一般会計が、822億9,000万円で、骨格予算となりますことから、前年度当初予算と比較すると、56億7,000万円、6.4パーセントの減となっております。

また、霊園特別会計を始めとする12の特別会計は、544億3,128万円を、水道事業会計を始めとする4つの企業会計では、271億8,170万円を、それぞれ計上しております。

これらを合わせた全会計での総予算規模は、前年度の予算規模と比べて、4.1パーセント減の1,639億298万円となっております。

歳入面におきましては、まず、市税では、景気回復や雇用環境の改善により、個人所得が増加したことに伴い、個人市民税が増加するとともに、家屋の新增築や設備投資の増加により、固定資産税も増加が見込まれますことから、市税全体では、1.1パーセント、3億7,500万円の増収を見込んでおります。

また、地方交付税と、地方交付税が振り替えられた臨時財政対策債を合わせた、実質的な交付税は、前年度対比で、1.2パーセント、2億2,300万円程度の減額を見込んでおります。

このうち臨時財政対策債の一部につきましては、6月補正の財源として留保しております。

なお、地方創生総合戦略に掲げた事業は、継続して実施するため、当初予算に計上しておりますが、国が新たに創設する「地方創生推進交付金」につきましては、6月補正での計上を予定しております。

次に、歳出では、基本構想2020に掲げた「健康寿命延伸都市・松本」の実現のための、「6つのまちづくり」による取組みに対し、重点的に予算措置をし、116事業、76億7,919万円を計上いたしました。

先ほど申しあげました通り、国の方針では、税収や地方交付税等の地方の財源が確保されているとは言え、超少子高齢

型人口減少社会の中で、社会保障関係費は毎年増加を続け、今後も高い水準が続いていくと予想されますことから、将来に向け安定した市政運営を維持していくためには、なお一層「健全な財政の堅持」に努める必要がございます。

明年度の予算編成に当たりましても、要求限度額の設定による経常経費の削減や、行政改革の実施によるなど、歳出全般の見直しを行うとともに、積み立てた基金の有効活用などにより、市債借入額を抑制し、市債残高を減少させる取組みや、公共施設の計画的な修繕等による適切な維持管理を行ってまいります。

また、明年度以降におきましても、中国を始めとした新興国経済の下振れ等により、景気が左右される懸念があること、消費税の軽減税率の導入に伴う、社会保障関係4経費への財源措置が明らかになっていないこと、また、交付税合併算定替えの終了に伴い、平成27年度から普通交付税の減額が始まっていることなど、今後、懸念される要素もございます。

従って、これらに備えるため、今後とも、歳出全般の徹底した見直しによる歳出構造の改善と、経済対策による財政基盤の強化を図りながら、「健全財政の堅持」を念頭に、積み立てた基金の有効活用など、臨機応変な対応により財政運営を行ってまいります。

次に、平成27年度の2月補正予算についてでございますが、今回は、国の補正予算に対応する経費を含む、緊急を要する政策的経費、及び事務事業の精算に伴う経費を中心に編成いたしました。

一般会計では、20億8,205万円の追加で、補正後の予算規模は、922億1,155万円となり、前年同期比では1.2パーセントの増となっております。

また、11の特別会計では、3億4,217万円の増額をしているほか、企業会計では、3会計で事業費の精算を行ったことにより、10億4,817万円を減額し、これらを合わせた全会計での補正額は、13億7,605万円の追加で、補正後の予算規模は、1,746億7,479万円となっております。

次に、ただいまご説明申しあげました予算以外の議案について、一括してご説明申しあげます。

まず始めに、条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴うものや、いじめ問題対策調査委員会の設置に関するものなど新たな条例制定や、地方税法等の改正、地域包括支援センターの運営体制の見直しに伴う条例改正などを提出しております。

次に、契約議案では、並柳小学校、菅野中学校などの大規模改造事業の主体工事4件を提出しております。

その他の議案といたしましては、松本城南・西外堀復元事業用地の取得、市道関係2件、市営住宅の悪質な家賃滞納者に対する訴えの提起のほか、過疎地域自立促進計画の策定、辺地に係る総合整備計画の策定、公の施設の指定管理者の指定の変更2件、指定1件をそれぞれ提出しております。

また、議案以外のものとしたしましては、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告1件を報告いたしております。

なお、今会期中には、人権擁護委員の推薦について、提出させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申しあげます。

(以上)